別表第四の八十二の項の次に次のように加える。

八十二の二	一般国道四百七十二号	次に掲げる地点の間で供用されている区間 一　射水市作道にある一般国道四百七十二号と射水市道千七百八十九号との交点 二　同市上野にある高速自動車国道北陸自動車道と一般国道四百七十二号との地点

別表第四の八十八の項の次に次のように加える。

八十八の二	一般国道四百九十五号	次に掲げる地点の間で供用されている区間 一　北九州市若松区本町三丁目にある一般国道百九十九号と一般国道四百九十五号との交点 二　同区大字頓田にある一般国道四百九十五号同士の交点

別表第四の百十七の項を次のように改める。

百十七	北海道道二百五十九号	一　次に掲げる地点の間で供用されている区間 イ　苫小牧市沼ノ端中央二丁目にある一般国道二百三十四号と北海道道二百五十九号との交点 ロ　同市元中野町四丁目にある一般国道三十六号と北海道道二百五十九号との交点 二　次に掲げる地点の間で供用されている区間 イ　苫小牧市勇払にある北海道道二百五十九号と臨港道路との交点 ロ　北海道勇払郡厚真町共和にある一般国道二百三十五号と北海道道二百五十九号との交点 三　次に掲げる地点の間で供用されている区間 イ　苫小牧市勇払にある一般国道二百三十五号と北海道道二百五十九号との交点 ロ　同市勇払にある北海道道二百五十九号同士の交点
百十七の二	北海道道二百八十七号	次に掲げる地点の間で供用されている区間 一　北海道勇払郡厚真町上厚真にある一般国道二百三十五号の自動車専用道路として共用されている区間と北海道道二百八十七号との交点 二　同町上厚真にある一般国道二百三十五号と北海道道二百八十七号との交点

別表第四の百二十四の項の次に次のように加える。

百二十四の二	北海道道六百九十九号	次に掲げる地点の間で供用されている区間 一　室蘭市祝津町一丁目にある一般国道三十六号と北海道道六百九十九号との交点 二　同市海岸町三丁目三番地にある北海道道六百九十九号と室蘭市道百七十四号との交点

別表第四の百二十七の項を次のように改める。

百二十七	北海道道七百八十一号	次に掲げる地点の間で供用されている区間 一　苫小牧市真砂町二十一番にある北海道道七百八十一号の起点 二　同市沼ノ端にある北海道道七百八十一号と苫小牧市道七百九十九号との交点

別表第四の百四十一の項を次のように改める。

百四十一	青森県道二十七号	次に掲げる地点の間で供用されている区間 一　青森市浪岡大字杉沢字井ノ上にある青森県道二十七号と青森県道二百八十五号との交点 二　同市浪岡大字杉沢字山元にある一般国道七号と青森県道二十七号との交点

別表第四の百四十四の項の次に次のように加える。

百四十四の二	青森県道百二十号	次に掲げる地点の間で供用されている区間 一　青森市東大野二丁目にある一般国道七号と青森県道百二十号との交点 二　同市長島二丁目にある一般国道四号と青森県道百二十号との交点

別表第四の百四十九の項の次に次のように加える。

百四十九の二	岩手県道二百三十八号	次に掲げる地点の間で供用されている区間 一　遠野市綾織町新里一地割にある一般国道二百八十三号と岩手県道二百三十八号との交点 二　同市綾織町新里二十九地割にある東北横断自動車道釜石秋田線と岩手県道二百三十八号との交点

別表第四の百五十一の項を次のように改める。

百五十一	宮城県道十号	次に掲げる地点の間で供用されている区間 一　多賀城市八幡二丁目にある一般国道四十五号と宮城県道十号との交点 二　岩沼市下野郷新田にある宮城県道十号と宮城県道二十号との交点
百五十一の二	宮城県道十一号	次に掲げる地点の間で供用されている区間 一　塩釜市貞山通二丁目にある宮城県道十一号の起点 二　同市港町二丁目にある一般国道四十五号と宮城県道十一号との交点

別表第四の百五十三の項の次に次のように加える。

百五十三の二	宮城県道二十二号	次に掲げる地点の間で供用されている区間 一　仙台市青葉区本町三丁目にある一般国道四号と宮城県道二十二号との交点 二　同区二日町十三にある宮城県道二十二号と宮城県道三十一号との交点

別表第四の百五十四の項を次のように改める。

百五十四	宮城県道二十三号	一　次に掲げる地点の間で供用されている区間 イ　仙台市若林区卸町五丁目にある一般国道四号と宮城県道二十三号との交点 ロ　同市宮城野区高砂一丁目にある宮城県道十号と宮城県道二十三号との交点